

高気圧作業健康診断の説明

高気圧業務健康診断は、次によりその実施が義務づけられています。

(1) 対象者

高気圧業務健康診断の対象者は次のとおりです。

対象者	該当する業務
高圧室内業務に常時従事する労働者	潜函工法 ^{かん} その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフトの内部において行う作業に係る業務 (安衛令第22条第1項第1号、安衛令第6条第1号)
潜水業務に常時従事する労働者	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気またはポンペからの給気を受けて、水中において行う業務 (安衛令第22条第1項第1号、安衛令第20条第9号)

(2) 実施時期

高気圧業務健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません（安衛法第66条第2項、高気圧則第38条）。

(3) 健康診断項目

区分	健康診断項目
一次健康診断	① 既往歴および高気圧業務歴の調査 ② 関節、腰もしくは下肢 ^し の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査 ③ 四肢 ^し の運動機能の検査 ④ 鼓膜および聴力の検査 ⑤ 血圧の測定ならびに尿中の糖および蛋白の有無の検査 ⑥ 肺活量の測定
二次健康診断	① 作業条件調査 ② 肺換気機能検査 ③ 心電図検査 ④ 関節部のエックス線直接撮影による検査

(4) 管理区分

管理区分の決定は、異常の有無及び程度によって次のように区分します。

管理区分	内容
管理A	高気圧作業に支障がないと判断されるもの
管理B	軽度の異常がみられるので、注意を要するもの
管理C	疾病にかかっており、高気圧作業への就業禁止
管理T	尿糖、尿蛋白陽性のもの、耳鼻疾患その他疾病の疑いがあるものは要観察又は、要精検とする

(5) 事後措置

1. 管理Bは更に検査が望まれますので、病院或いは専門医に受診して就業の可否を確かめて下さい。
2. 尿糖或いは尿蛋白で要精検になったものは糖尿病或いは腎臓病の有無及び程度について精密検査を受けて下さい。
3. 耳鼻疾患その他の疾病の疑いで要精検になったものはそれぞれ専門医に受診して精密検査を受けて下さい。
4. 血圧要精検としたものがありますが、測定時の心身の状態により、血圧は変動することがありますから、もう一度検査して確かめて下さい。